

(目的)

第1条 この規則は、九州歯科大学履修規程（以下「履修規程」という。）第10条の規定に基づき、共用試験（コンピュータを用いた客観試験及び客観的臨床能力試験）について必要な事項を定め、もって適切な教育に資することを目的とする。

(共用試験)

第2条 共用試験の評価は、コンピュータを用いた客観試験（Computer Based Testing。以下「CBT」という。）および客観的臨床能力試験（Objective Structured Clinical Examination。以下「OSCE」という。）のそれぞれにおいて行う。

- 2 共用試験の合否は、教授会で審議する。
- 3 共用試験に合格した者は、共用試験を再受験することができない。

(コンピュータを用いた客観試験（CBT）)

第3条 CBTで教授会が定める合格基準に達しない者は、再試験を受験しなければならない。

- 2 本試験及び再試験の合格基準は医療系大学間共用試験実施評価機構が公表するIRT標準スコアをもって教授会で審議する。なお、合格基準は、第7 Semester開始時に通知するものとする。

(客観的臨床能力試験（OSCE）)

第4条 OSCEで教授会で定める合格基準に達しない者は、再試験を受験しなければならない。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。